

平成 30 年 5 月 23 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26770242

研究課題名(和文) 戦国秦漢簡牘による中国古代文書行政制度史の研究

研究課題名(英文) Research on the document-administration systems based on the bamboo and wooden slips in Ancient China

研究代表者

土口 史記 (TSUCHIGUCHI, Fuminori)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：70636787

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近年の新たな史料である簡牘(木簡・竹簡)を用いて、戦国・秦・漢時代における文書行政制度の実態解明を目指した。その成果はおおよそ次の通りである。2002年に発見された秦代の行政文書たる「里耶秦簡」の解読作業を進め、木簡断片の復元にも一部成功した。秦代の県の中核機関である「県廷」の行政上の役割を明らかにした(中国での国際学会で発表、日本語論文として公刊)。戦国・秦・漢時代における行政文書の転送方法・コピー方法の変遷を明らかにした(英語論文として公刊)。木簡が行政文書としての県尉を持つに至る過程をまとめた一般向け書籍『木簡と中国古代』(研文出版、2015年)を上梓した。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research is to elucidate the character of the document administration system in the Warring States, Qin and Han periods, using excavated manuscripts such as bamboo and wooden slips as historical materials. The results are as follows: Proceeding to decipher the administrative wooden-documents "Liye Qin slips" discovered in 2002, we succeeded to restore some wooden fragments. Revealed the administrative role of the central institution "Xianting (prefectural court)" in the prefecture of Qin dynasty (the result was presented at the international conference in China, and published in Japan). Revealed the transition of the method of relaying and copying administrative documents in Warring States, Qin and Han periods (published as a English paper). Published the book "Wooden slips and Ancient China" (Kembun Shuppan, 2015) for general readers. We contributed a chapter which summarizes the process how a wooden slip was authorized as an administrative document.

研究分野：中国古代史

キーワード：戦国時代 秦漢時代 簡牘 出土資料 領域支配 郡県制 文書行政

### 1. 研究開始当初の背景

中国古代、とりわけ秦漢統一帝国の時代において、広大な領域の支配を支えたのが厳格で徹底した文書行政であったことはよく知られている。秦漢文書行政の研究は、これまできわめて高度に発展してきた分野と言えるが、それはなにより豊富な出土資料の実例に恵まれたためである。報告者はかつて「中国古代文書行政制度 戦国秦漢期出土資料による近年の研究動向」(『中国史学』第23巻、2013年)において、近二十年の日本、中国、欧州における文書行政研究を総括しつつ、現在本格的な公開が順次進みつつある里耶秦簡こそが、斯界において今後もっとも影響を持ちうる資料であることを強調した。里耶秦簡は全体で3万枚にのぼり、そのうち約2000枚が2012年によく正式な報告書として出版された。以後の公刊ペースは不明ではあるが、中国古代文書行政制度の一級の価値をもつ簡牘が、今後少なくとも数年間をかけて順時公開されていくという状況にある。

中国古代史研究において、簡牘資料の史料価値は決定的に重要である。1930年代の居延漢簡の出現以来、本邦においても帳簿の集成(永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎、1989年)や、詔書冊の復元(大庭脩『秦漢法制史の研究』同朋舎、1982年)など古文書学の分野において世界をリードする研究が生み出されてきた。ここで用いられたのは、いわゆる文書簡、すなわち行政文書として使用された簡牘であり、主として中国西北辺境の軍事機構遺址より出土したものであった。

一方で70年代以降には睡虎地秦簡や張家山漢簡といった墓葬から出土する法律文献の数量が増え、研究者の関心は大きくそちらに傾いた。ここに、簡牘による制度史的研究には大きな二つの潮流、すなわち軍事機構出土の木簡を中心とした行政文書研究と、長江中流域を中心とする墓葬出土の竹簡を中心とした法律文書研究が並立することとなった。

この二つの研究潮流はそれぞれに優れた成果を挙げてきたが、両者の用いる資料の性質の違いから、相互の成果の総合は十分には進んでいない憾みがあった。とりわけ木簡文書が西北辺境での出土に偏っていたことは、墓葬出土竹簡の研究成果との連結をやや妨げてきた。もちろん、前掲の永田氏らの研究はそうした限界を克服しようと試み、閉塞的な状況を乗り越えようとしてきた。そのような努力は一定の成功を遂げてきたが、問題はやはり文書簡牘の出土例が西北辺境に偏り、その他の地域での文書運用の実態が捉えきれなかったことにある。すなわち西北辺境出土簡研究の相対化が困難であったという点が、従来の文書行政制度研究の限界であった。

そこに出現したのが里耶秦簡である。里耶秦簡は、現在の湖南省龍山県里耶鎮における秦代遷陵県の官衙遺址より出土した簡牘である。里耶秦簡は、民政系統の「県」官衙か

ら出土した点では西北辺境出土簡と性質がやや異なるものの、行政文書である点では共通している。実際に、使用されている用語や文章の体例には、両者に共通するものも多く見られた。かくして、従来は漢代中期から後漢初期にかけての辺境地域の事例にすぎなかった辺境漢簡研究の成果を、長江中流域の民政系統から出土した里耶秦簡によってより広い文脈に位置づけ、また検証しなおす可能性が開かれた。そこで本研究では里耶秦簡を中心史料据え、戦国秦漢における文書行政制度の再検討を試みようとする。

### 2. 研究の目的

報告者はこれまで「戦国・秦漢簡牘を用いた中国古代領域支配の研究」(2012・2013年度科学研究費補助金・研究活動スタート支援)として、中国古代帝国の地方行政制度たる「郡県制」の実態を簡牘によって探るという手法で研究してきた。その蓄積のうえに立つ本研究においては、郡県制の枠組みのなかで実施された文書行政の実態解明に視点を移すこととした。前述の史料状況に鑑みれば、本研究において最も重要となる材料は里耶秦簡である。そこで本研究ではこれを中心的な史料とし、その前後の時代すなわち戦国・漢代をも視野に入れつつ、古代帝国の形成期と安定期における文書行政の動態面、およびそれを機能させる枠組みとなった地方官制の実態を明らかにすることを目的とする。

### 3. 研究の方法

戦国秦漢時代における文書行政および地方官制の実態解明を目指すべく、具体的な研究方法として下記三点を掲げる。

- (1) 里耶秦簡の古文書学的研究
- (2) 辺境出土簡による漢代文書行政の研究
- (3) 楚簡・秦簡・漢簡の比較研究による文書行政制度史の再検討

以下、各項目について詳述する。

#### (1) 里耶秦簡の古文書学的研究 簡牘文書と土地の研究

簡牘文書はその性質からして、複数の機関間を移動するものである。従って、ある簡牘文書が出土した地は、最終的にその文書が辿り着いた土地であるに過ぎない。そこが作成地か保管地か、送信元か宛先かという問題は、出土遺址の性格と簡牘の内容の両者を見定めてはじめて理解される。例えば70年代出土のいわゆる居延新簡について言えば、その出土地は甲渠候官という県クラスの軍政機関であったことが判明している。従って、ある文書が甲渠候官発信のものならば、それは控えとして保管されたものとなり、甲渠候官以外から発信された内容を持つならばそれは甲渠候官が他機関から受信した文書の正本である、という基本原則が存在する(無論、誤配されたり、何らかの理由で未送信となっ

た文書など、例外も考慮する必要がある)。

ところが、里耶秦簡については、その出土遺址(里耶故城遺址)がいかなる機関であったのか、なお議論が進行中である。2003年の一部公表以来、李学勤、劉瑞、胡平生、李天虹、藤田勝久、呂静の諸氏はそれぞれの見解を提示してきたが、これらの研究によって、里耶秦簡が秦代の洞庭郡遷陵県の官府に保有されていた文書であることはおおよそその共通認識となった。

一方で、本邦の研究者は、県のなかでも「県廷」が独立した部局として存在し、その配下の少内や司空といった諸部局とは制度的、物理的に離れて設置されていたことを明らかにした。報告者もこの議論に加わり、自らの知見を提示したことがある。ところがその段階ではまだ里耶秦簡の正式な報告書は出版されておらず、いずれの研究成果も簡報に基づいたもので、里耶故城遺址そのものの性格を深く追究するには至っていなかった。正式報告書の出版が開始した現在、単に遷陵県廷とするのみでは説明のつかない資料がかなりの量で含まれている事が判明し、出土遺址と簡牘との関係を再検討することが必要であるという認識を得るに至った。

そこで、公表されている限りの簡牘を用いて、文書の発信元・宛先に着目しつつ、文書自体が移動した形跡を把握し、各簡牘が移動してきたものなのか、控えとして発信元に残されたものなのかという性格を明確化しながら、里耶秦簡の出土遺址はいかなる機構であったのか、ひいては文書の保管と廃棄の実態がどのようなものであったのかという問題を解明する。

## (2) 辺境出土簡による漢代文書行政の研究

居延・敦煌地域を中心として出土する辺境漢簡は、現在なお出土例が増え続けている。そのうえ、それらと共通の語彙を有する里耶秦簡の公表によって、より正確な読解が期待できるようになった。これが辺境出土漢簡の再検討が要請される所以だが、しかしながら両者が出土した地点の性格が異なることには留意しなければならない。

辺境漢簡は軍政系統、里耶秦簡は民政系統において出土したものである。辺境漢簡には防衛施設でもあり行政機関でもある「候官」に関する文書が多いが、里耶秦簡はこれと同格の「県」において使用されていた文書である。既に辺境出土簡の研究においては、候官が文書作成の最末端機関であり、その機能を文献史料と照らし合わせることで、そうした機能は県と共通していたことが明らかにされている。しかしこうした機能上の共通点は、出土資料と文献史料の照合という異質な資料間の研究に基づいて指摘されたものであった。実際の文書たる里耶秦簡が出土した現在では、同次元の資料による比較研究が可能となっている。そこで、行政機関として同格の候官・県について、両者の官制構造とそ

の機能上の共通点および相違点の解明を目指す。これはまた文書行政の枠組みたる地方官制の比較研究という意味合いも持つ。

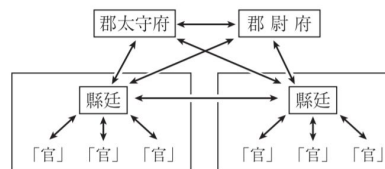
## (3) 楚簡・秦簡・漢簡の比較研究による文書行政制度史の再検討

これまでの研究においては、かつての居延漢簡による研究成果が、戦国楚簡の研究とは全く接合していなかった。それは、戦国楚簡研究が古文字・思想史方面からの研究に偏り、専ら制度史的観点から行われてきた漢簡研究の知見を生かしきれていなかったことに原因がある。報告者はこうした問題意識のもと、戦国期ではほぼ唯一といえる文書簡牘である包山楚簡に基づいた戦国期の文書行政研究を進めてきた。その実績のうえにさらに研究を進めることを企図して、戦国・秦・漢を視野に入れた総合的な文書行政研究を行う。これにより、漢代を頂点とする文書行政制度を不動の完成形と見なす姿勢を相対化し、新たな視点による中国古代文書行政制度史の構築を試みる。

## 4. 研究成果

(2014年度)

秦代の行政文書たる里耶秦簡の性格を確実に把握するための基礎研究を進めた。里耶秦簡の出土遺址が秦代遷陵県であったことは既に共通認識となったが、遺址を大雑把に「県」と捉えるのみでは不十分である。簡牘の大部分はJ1と称される井戸より出土しており、これは県内でも特定の官府、すなわち「県廷」が使用していた井戸であった。この県廷と県内の諸他の部署との区別およびそれらの関係が、秦代地方行政を考えるうえで極めて重要となる。これについて報告者はかつて県廷が県内各部署に対して絶対優位となるような制度設計が存在したことを指摘したが、その後J1出土簡の公開が一挙に進んだため、再検討の必要が生じた。そこで5月に首都師範大学で開催された国際学会「中国中古的政治与制度」において、「里耶秦簡所見の秦代文書行政」として発表し、これをもとに論文「里耶秦簡にみる秦代県下の官制構造」(『東洋史研究』73-4)を公表、「遷陵県廷」の性格を明らかにした。

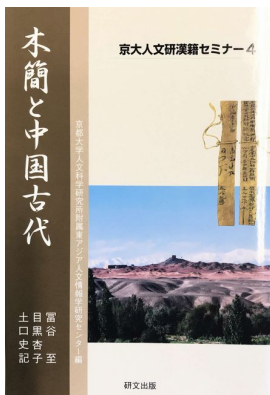


圖二 縣をめぐる文書行政(土口史記2012圖六を改訂)

同時に秦簡所見の文書用語の検討をも進め、その成果は華南理工大学で開催された国際学会「中国法律史：史料与方法」において「秦代“恒書”考」として発表した。

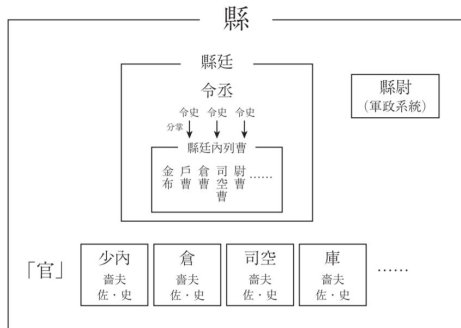
また戦国・秦・漢の文書制度の変化を論じた Relaying and Copying Documents in the

Warring States, Qin, and Han Periods、および漢代木簡が行政文書として権威を持つに至る過程をまとめた一般向け書籍『木簡と中国古代』（研文出版）を公刊した。



（2015年度）

前年度に引き続き里耶秦簡中の文書簡牘の検討を進めた。特に県長官の秘書たる「令史」の動向を中心として検討し、論文「秦代の令史と曹」（『東方学報 京都』90冊）を公刊した。令史は県廷作成のほとんどの文書にその書き手として署名を残しており、また文書の送達、受領、開封、修正、整理などあらゆる文書処理に関わっている。一方、『里耶秦簡（壹）』の公表によって、令史が「曹」と呼ばれる業務単位に配分されていることが明らかになってきた。しかし私見によると「曹」は秦代においては地方行政機関としては極めて未熟な存在であった。すなわち、曹は秦代の法律条文には見えず、また当時の地方官吏の名簿にもその名が見えない。曹とは文書の窓口や文書整理の表題として現れるのみであって、単なる文書処理の単位にすぎなかった。この状況が漢代中期以降に変化し、曹は明確に行政組織としての内実を備えて機能しはじめる。曹は「官」の担った行政実務の権限を奪い取って行政組織としての実質を獲得したのである。以上のように秦代における令史の性格とその制度史的展開を明らかにしたことが本稿の主たる成果である。



圖一 縣廷・縣廷内列曹・「官」（土口史記2012圖四を改訂。郷と都官は省略。）

一方の研究課題たる辺境漢簡の研究については、8月27日から30日にかけてロンド

ン・大英図書館においてスタイン将来敦煌漢簡の調査を行い、特に文書簡の筆跡と署名を中心に実見した。そこでの成果は、東京大学・京都大学の共催による『「つながる・史料と研究」東洋学・中国若手研究者のための合宿ワークショップ』（3月19-21日）において講師を勤めた際にも活用された。ここでは「秦漢時代の簡牘文書」と題するワークショップを担当し、里耶秦簡および辺境出土漢簡に基づく最新の知見について自身の研究成果を交えて解説した。さらに本年度に出版された『漢簡語彙』『漢簡語彙考証』の両書にも研究の成果が活用されている。

（2016年度）

秦代・漢代の簡牘文書を用いて当該時期における文書行政の実態解明を進めた。2016年8月には中国・襄陽市において、湖北省歴史学会・湖北文理学院等の主催にかかる「秦漢魏晋南北朝史国際学術研討会」に参加し、「秦漢魏晋南北朝史国際学術研討会」と題する口頭発表表を行った（下図）。

二 里耶秦簡所見的“令”

(一) 指定簿籍提交期日の令

- ・在里耶秦簡中，常常見指明了簿籍提交期日的“令”：  
 卅三年二月壬寅朔朔日，遷陵守丞都敢言之。令曰，以卅日上所算錢數。●同之，毋當令者。敢言之。 8-154
- 卅二年九月甲戌朔朔日，遷陵守丞都敢曰  
以卅日上所算錢數守丞。●同 曰 8-664+8-1053+8-2167  
 敢言之。
- ・此“令”要求遷陵縣在每月初日汇报所买到的徒隶人数。簿籍的提交对象是太守府。

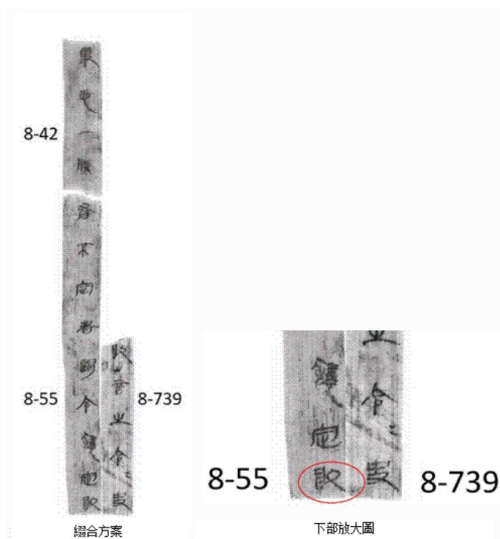
本発表は、秦漢時代において、県が郡などの上級機関に対して行政上の定期報告を行う際、その提出期限が律・令・式によって定められていたことを明らかにするものであり、なかでも令が指定する内容は、「新たな日常業務」が発生しつつある状況を反映しているものであることを論じた。なおこの成果は2017年末に論文集として中国で公刊される予定である。

また金沢大学で開催された『古代東アジア世界における地方統治行政と民衆』ワークショップに参加し、「岳麓秦簡「執法」考」と題する口頭発表を行った。本発表は、近年公表された岳麓秦簡の律令類を検討し、そこに登場する「執法」なる官の官制的特徴について全面的に検討したものである。秦代の執法は、1930年代に桜井芳朗氏によってその存在が指摘されていたが、今回の新史料の公開によって、その学説の是非が検証可能となった。本発表では、執法=御史中丞の次官とする桜井説が成り立たず、一方で執法が御史に所属する点は支持しようということ論じた。

（2017年度）

前年度に引き続き、各種出土簡牘の検討を進め、中国古代の文書行政制度に関わる基礎

的・応用的な研究成果を得ることができた。  
まず基礎部分での成果として、秦代の出土木簡である「里耶秦簡」の綴合令を発見した。断片的なかたちで出土する木簡を完全な官に復元するという研究は、中国では盛んに行われているものの、日本からこれを提示できた事例は少ない。この成果は武漢大学による出土文献研究の代表的なウェブサイトである『簡帛網』に掲載された(下図は復元図版)。



応用的な部分では次の二点の成果を得た。  
(1) 中国古代においては、文書行政における地方支配を実質化すべく、文書だけでなく人間自身が移動することもまた必要であった。各種の官署から官吏が派遣され移動することで「点」の支配は「面」の支配へと変質することが予想されるが、その実査院お過程について、秦簡の簡牘史料をもとに明らかにした。この成果は「秦代領域控制與官吏移動」として、中国人民大学で開催された「第六屆出土文献青年学者論壇」(8月9日)において発表した。

(2) 岳麓秦簡所見の「執法」の検討をさらに進め、「執法の監察官としての意義、漢代との比較という観点からより大きな歴史的な文脈に位置づけた。この成果は「岳麓秦簡「執法」考」として、岳麓秦簡の所蔵機関である湖南大学岳麓書院での国際学会「第七屆出土文献與法律史研究學術研討会」において発表し、さらに同名の論文を『東方学報』京都に掲載した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

土口史記「嶽麓秦簡「執法」考」『東方学報』京都、第92冊、2017年12月、1-32頁[査読有]

土口史記「里耶秦簡8-739+8-42+8-55綴合」『簡帛網』2017年9月15日

[http://www.bsm.org.cn/show\\_article.php?id=2886](http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2886) [査読有]

土口史記「秦代の令史と曹」『東方学報 京都』第90冊、pp.1-47、2015年12月 [査読有] <https://doi.org/10.14989/204495>

土口史記「里耶秦簡にみる秦代県下の官制構造」『東洋史研究』、東洋史研究会、第73巻第4号、pp.1-38、2015年3月 [査読有] <https://doi.org/10.14989/230676>

Tsuchiguchi Fuminori, Relaying and Copying Documents in the Warring States, Qin, and Han Periods, Nagata Tomoyuki ed., Documents and Writing Materials in East Asia, Kyoto, Institute for Research in Humanities, Kyoto University, pp.29-51, Dec., 2014, [査読無]

土口史記著・朱騰訳『战国・秦代的县—以县廷和“官”的关系为中心的考察』周東平・朱騰主編『法律史译评』2013年巻、北京、中国政法大学出版社、pp.1-27、2014年11月 [査読有]

〔学会発表〕(計9件)

土口史記「「日常業務」の形成 秦漢時代文書行政の一齣」『アジア史連絡会第二回研究会』、於就実大学、2017年12月9日

土口史記「嶽麓秦簡「執法」考」華東政法大学法律古籍整理研究所・湖南大学嶽麓書院主催「第七屆出土文献与法律史研究學術研討会」、於湖南大学嶽麓書院(長沙)、2017年11月12日

土口史記「秦代領域控制與官吏移動」出土文献与中国古代文明研究協同創新中心・中国人民大学中心主催「第六屆出土文献青年学者論壇」、於中国人民大学(北京)、2017年8月9日

土口史記「秦代官制史研究の新側面 監察制度を中心に」『アジア史連絡会第一回研究会』、於岡山大学、2017年7月8日

土口史記「嶽麓秦簡「執法」考 秦代における領域統治の経路」『古代東アジア世界における地方統治行政と民衆』ワークショップ、於金沢大学、2017年2月11日

土口史記「秦漢時期的“令”与文書行政」中国魏晋南北朝史学会・湖北省歴史学会・中国史研究動態編集部・湖北文理学院主催「秦漢魏晋南北朝史国際學術研討会」、於南湖賓館(湖北省襄陽市)、2016年8月18日

土口史記「秦漢時代の簡牘文書」『つながる・史料と研究』東洋学・中国若手研究者のための合宿ワークショップ』於東京大学運動会山中寮内藤セミナーハウス、2016年3月19日

土口史記「秦代“恒書”考」中国人民大学・華南理工大学主催“中国法律史：史料与方法”国際学術研究会、於華南理工大学（広州）2014年12月13日

土口史記「里耶秦簡所見の秦代文書行政：以県廷与“官”的關係為中心」首都師範大学歴史学院“中国中古の政治与制度”国際学術研究会、於紫玉飯店（北京）2014年5月24日

〔図書〕（計4件）

池田嘉郎・上野慎也・村上衛・森本一夫編『名著で読む世界史120』東京、山川出版社、2016年11月（分担執筆。担当箇所：「春秋」75-77頁「史記」96-98頁「漢書」99-101頁）

京都大学人文科学研究所簡牘研究班編『漢簡語彙 中国古代木簡辞典』東京、岩波書店、2015年3月、総590頁（共編）

富谷至・土口史記・目黒杏子『木簡と中国古代』東京、研文出版、2015年2月（共著。担当箇所：「木札が行政文書となるとき-木簡文書のオーソライズ-」91-149頁）

富谷至編『漢簡語彙考証』東京、岩波書店、2015年1月（共著。担当箇所：「舍」259-264頁「尚章・常章」294-298頁「勝負」309-312頁「椽椽・椽葉」312-315頁「檣」367-374頁「万騎太守」391-394頁）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：

種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

土口史記「書評 谷口建速著『長沙走馬楼呉簡の研究 倉庫関連簿よりみる孫呉政権の地方財政』」『日本秦漢史研究』18、2017年11月、105-118頁

土口史記「書評 鶴間和幸著『秦帝国の形成と地域』」『日本秦漢史研究』14、2014年11月、77-95頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土口 史記 (TSUCHIGUCHI, Fuminori)  
岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授  
研究者番号：70636787

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )